



# 連合審査会

委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会又は調査会と協議して「連合審査会」を開くことができます（参議院規則第36条）。複数の会議体が共同で開会主体となるセッションには、両議院の常任委員会を対象とした「合同審査会」（例：両議院の国家基本政策委員会が合同で行ういわゆる党首討論）がありますが、「連合審査会」は一の議院内の複数の委員会等を対象としたものであり、両者は似て非なるものです。

委員会が審査又は調査を行う場合、案件の付託を受けた委員会（以下「親委員会」という。）は独立して意思決定を行う責務を負うことが基本となります。この点、そのプロセスの中で、当該案件と関連が高い他の委員会等（以下「子委員会」という。）が関与する「連合審査会」は、委員会運営の実効性を高めるための特別かつ例外的なツールと言えます。

委員会先例上、「連合審査会」は、原則として、親委員会が子委員会から開会の申入れを受け、これを受諾して開くことを例とし、各委員会でそれぞれ議決が必要となります。また、相互に関連する案件の付託を受けた委員会同士が、相互に申入れと受諾を行うパターンもあります。さらに、具体的な運営方法について、例えば、原則として、開会日時は親委員会の委員長が子委員会の委員長と協議し決定すること、会議整理者は親委員会の委員長が務めること、定足数は各委員会の委員実数の合計の半数（各委員会の委員の少なくとも1人以上が出席）とすること、質疑は子委員会の委員から優先的に行うこと、親委員会の権限の固有性に鑑み案件の議決権までは有しないことなどが特徴として挙げられます。

第189回国会においては、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案」の付託を受けた文教科学委員会が、内閣委員会からの申入れを受諾し、「連合審査会」が開会されました。同法案は、内閣に推進本部を設置するほか、国務大臣の増員（内閣法の一部改正）などを内容とし、内閣委員会の所管とも密接な関連を有することから、開会に至った経緯があります。各委員会の所管大臣である文部科学大臣及び内閣官房長官に対して、子委員会はもちろん親委員会の委員にも質疑の機会があり、広範かつ多角的な観点から自由闊達な論戦が交わされた点は記憶に新しいところです。

このように「連合審査会」は2委員会で行う例が多いですが、その数に制限はありません。過去に遡ると、第10回国会（昭和26年）では合計10委員会で「内閣・人事・地方行政・大蔵・農林・水産・運輸・建設・経済安定・予算連合委員会」を開会し、「北海道開発法の一部を改正する法律案」について質疑を行った例があります（注：当時は「連合委員会」と称す）。参議院議員の6割以上が出席の対象となった特殊な例と言えるでしょう。

最後に、「連合審査会」の開会には、上述のように、関係委員会間で申入れと受諾の議決を要するため、相思相愛の関係の下、阿吽の呼吸で足並みをそろえることが成否の鍵を握りますが、残念ながら片思いで終わることもあります。協議が調わない背景には、日程的都合、国会情勢等の諸般の事由が推測されますが、近年は年間ゼロ～数回の開会にとどまっている現状に鑑みれば、恋の成は決して容易なものではないようです。

わたなべ ひろき  
（渡邊 啓輝・委員部第六課）